議案第89号

武蔵野市吉祥寺パークエリアまちの将来像策定委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和８年12月２日

提出者　　武蔵野市長　小美濃　安　弘

武蔵野市吉祥寺パークエリアまちの将来像策定委員会設置条例

（設置）

第１条　吉祥寺パークエリアの目指すべき都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針となる吉祥寺パークエリアまちの将来像の策定に関する事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、吉祥寺パークエリアまちの将来像策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、吉祥寺パークエリアまちの将来像の策定に関する事項を調査し、審議し、及び答申する。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員10人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験者

⑵　市の職員

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員会の委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第２条の規定による答申の日までとする。

（守秘義務）

第５条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬等）

第６条　委員会の委員（第３条第２号に掲げる者を除く。次項において同じ。）の報酬は、日額12,000円とする。

２　委員会の委員の報酬の支給方法及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年２月武蔵野市条例第７号）に定めるところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（この条例の失効）

2　この条例は、第２条の規定による答申の日限り、その効力を失う。
3　委員であった者の職務上知り得た秘密については、第５条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（提案理由）

吉祥寺パークエリアまちの将来像の策定を行うため、調査及び審議を行う附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、武蔵野市吉祥寺パークエリアまちの将来像策定委員会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。